

る。文中に一門主とあるのは、即尊賞親王である。御文意によりて察するに、恐らく靈元法皇が修學院御幸の時、尊賞親王も御伴として参られた時のものであらう。靈元法皇は、さきの後水尾上皇の時とは違ひ、享保六年以後は、度々修學院に幸せられたので、この御消息は何年のものか詳かではないが、如何にも御風雅の趣きが拜せられ、御叔姪の仲の御睦しさを御ゆかしさが察せられる。

仁和寺所藏に中御門天皇御製宸翰御ちらし書がある。即ち

夜 爐 火

寒き夜に脱ぎしみけしのためしをもわすれてさらぬ埋火のもと

前の後光明天皇の御製詩と全く符節を合するが如くであつて、何れも蒼生を憐みたまふ叡思の發露せられたものである。

二九 櫻 町 天 皇

櫻町天皇は御幼少の時よりまことに御孝心深くましくした。儲君であらせられた時、將さに立太子の儀を行はせられようとするについて、御殿の増築の議があつたのを聞召して、今の御殿は御母新中和門院の舊殿である、たとへ不便であつても、之を改むることはならぬと仰せられた。時に御年八歳にましくした。群臣みなその御聰明と御孝心に感服し奉つたといふ(槐記)。元文二年四月十一日御父中御門天皇崩御の後は、毎年般舟三昧院及び泉涌寺に仰せて、御經供養を行はせられ、寛保三年は御七回忌に當らせられたので、四月七日より七日間懺法講を清涼殿に行はせられ、御所作鄭重を極められたが、

十一日の御當日には御追福の爲め、般若心經を紫紙に金泥を以て書寫遊ばされ、之を仁和寺に納められた。その御奥書は左の通りであるが、御追慕の御情はまことに紙面に溢るゝばかりである。

(心經御奥書)

伏惟、先帝仁政施萬姓、恩波溢四海、謙遜之聖慮深、而忽起脱履之思、花晨月夕、達和歌之睿方、鳳琴龍笛、御律呂之和調、堪思慕焉、嗚呼哀哉、寶算有限、登九天霞、眇身謾受神器、久居大寶、兢兢如踏薄氷、愛憐終難忘、厚恩何以報之、今茲丁七回之忌辰、因親書金字般若波羅蜜多心經、以祈追福云爾

寛保三年四月十一日

大日本國天子昭仁敬書

左に御製數首を掲げ奉る

けぶりたつ民のかまどのにぎはふときくをわがよのたのしみにして

述懷 元文四年六月廿九日

思ふにはまかせぬ世にもいかでかはなべての民のこゝろやすめむ

櫻町天皇

寄衣雜 寛保三年五月廿四日

おもふぞよ我が衣手のおほふにもなほ國民のうへやいかにと

獨述懷 延享二年四月廿二日

民すらにあはれかけよと思ふぞよをさむる四方の國のつかさも (櫻町院御集)

政權は幕府にあり、何も「思ふにはまかせぬ」世ではあるけれども、民の心を安ずべく、國の司どもは憐を垂れよとの大御心のありがたさが拜せられる。

三〇 桃園天皇

桃園天皇は、延享四年、七歳を以て櫻町天皇の御譲りを承けさせられ、寶曆十二年二十二歳を以て崩御あらせられた。後光明天皇と同じ御齡であらせられたが、その英明にましますことも、亦よく似通うて拜せられる。その趣きは、竹内式部一件の際における天皇の御態度并に關白等に對して仰せ下された御沙汰などによつても察せられるのである。よつてこゝには竹内式部一件を背景として、桃園天皇の御事に及ぼうと思ふ。

竹内式部は新潟の町醫の家に生れ、京都に出て儒學神道などを習つて居つた。神道は玉木葦齋・松岡仲良等に受けた。此の松岡仲良が山崎闇齋の垂加流の神道を受けて居つたので、その思想が竹内式部に移つて來たのである。そこで式部は其の學問が出來てから、寶曆時分になつて塾を開き生徒を取つた。其の時公家衆が澤山其の塾に入つた。其の讀む所の書物は神

書即ち日本紀の外に保建大記・靖獻遺言であつた。

保建大記は、栗山潜峯の著す所で、保元より建久に至る三十年餘りの時勢の變移を書いて、政權が武家に遷つた事情を論じ、之を後西天皇の皇子八條宮尙仁親王に上つたものである。その論旨は、夫れ廢興は天なり、盛んになるのも衰へるのも總て時があるものであるから、苟も王朝の古に復さんと欲するならば、必ず其本を修めなければならぬ。徒に甲兵の末に屑々として、遽かに其功を收めようとしても出來るものではない。それは恰も堤を切つて水の流れを防ぎ、薪を積んで火を禦ぐやうなもので、少しも益が無いのみならず、却つて損のあるものである。承久なり建武なりの失敗は其爲めである。復興を圖るには其本を修めなければならぬ。故に人君たる者は身を慎んで、天下の人心の歸するやうにしなければならぬ。さうすれば此方から期せずして、人が自ら服し天命が之に歸する。天命の歸する所、如何なる者が出て之を禦ぐ事が出來ぬといふ趣意である。

靖獻遺言は淺見綱齋の著す所で、靖は靖んずるで、即ち自分で自分の心に安んずる。獻は王に獻ずるといふ意味である。すべて忠義の志は同じく一つであるけれども、其時勢にも依り、或は其人の境遇にも依り、いろ／＼忠義の仕方が違ふ、唯だ自分の心に安んずる方法に於て忠志を獻ずるといふので、靖獻といふのである。遺言は即ち其終に臨んで遺した言である。此書は古人の君に盡した立派な事蹟を有つて居る者凡そ八人を選び、それ等の人々が其大義を明かにし、君に忠を盡さむが爲に、自らの身を殺した者の末期の言葉、即ち遺言を八箇條集め編したものである。その八篇は

一、屈原の離騷

屈原は楚の懷王に仕へて、初めは用ひられたけれども、後讒に遭うて疎んぜられた。そこで離騷の賦を作つて、王の反省

を請うた。其懷王の子の襄王の時になつて、又退けられて、終に汨羅に投じて死んだ。

二、諸葛亮出師表

諸葛亮（孔明）は蜀の劉備に仕へて、其霸業を助け、其子の後帝を助けて、魏を討ちに行く時に上つた表が即ち是である。

三、陶潜讀史述夷齊章

是は史記の伯夷叔齊の傳を読んで感じた所を記したもので、有名な歸去來の辭は此中にある。陶潜は菊で以て有名な陶淵明である。

四、顔真卿移蔡帖

顔真卿は唐の安祿山が謀叛した時に、正義を唱へて安祿山を討たんとし、遂に安祿山の爲に蔡といふ地へ送られて殺される。その移されんとするに及び、死を覺悟して、遺族に送つた所の書が是である。

五、文天祥衣帶中贊

文天祥は有名な正氣歌を作つた人であるが、正氣歌は即ち此衣帶中贊の中にあるのである。宋末に出て、元の夷狄に抗して、終に捕へられて、幽囚の中に衣帶中贊を作つた。衣帶中贊といふのは、殺された後に見た所が、衣帶の中に挿んであつたから、かく稱するのである。

六、謝枋得初到建寧賦詩

謝枋得は矢張り文天祥と同じく、宋の忠臣であるが、宋の末路に出て、元の兵と戦ひ、妻子とも皆捕へられ、枋得一人九十三歳の老母を負うて山の中に逃れた。其後宋が亡びて元の帝が招いたけれども、無論之に應ぜず、捕へられて食せずして

死んだ。此詩は捕へられて都の建寧に行く時に作つて、自ら忠誠を誓つたものである。謝枋得は有名な文章家であつて、文章軌範を編纂した人である。

七、處士劉因燕歌行

劉因は矢張り元の初めに出た人であるが、自分の生れた土地は、先祖代々夷狄に汚された事のない中國であるからといふので、どうしても元に従はなかつた。先祖以來清らかな民であるといふので自ら中國處士と稱した。宋に仕へて居つたのではないが、唯だ夷狄の元に仕へたくないのので、儒者として教授をして居つて、この燕歌行を作り、正義を唱へたのである。

八、明方孝孺絶命辭

是は明の第二世の建文帝に仕へて居つた人である。帝の伯父燕王が位を篡うた。方孝孺は之に抵抗し、終に捕へられて、燕王の所に引出された。文章を能く書くから、其時の詔書を書くことを命ぜられたが聽かない。或は利を以て誘ひ、或は嚇したが聽かないので、終に其一族八百四十七人を、幾度かにわけて悉く之を殺し、遂に本人を七日間かゝつて斃り殺しにした。其間方孝孺は罵聲絶えず、七日の間燕王を罵つて死に至るまで止まなかつた。其捕へられて行く時に、覺悟をして、自ら絶命辭を記して決心を示したのである。

是等の屈原以下方孝孺に至るまでの者は、皆國の不幸な時に、正義を唱へて身を殺したのである。その仕方は何れも違ふけれども、各々自分の位地相應に、自ら心に安んずる所に於て、王に誠心を獻じた。唯だ君には忠を盡さなければならぬといふ抽象的の議論をするよりも、斯の如き事蹟を以て説明した方が、最も適切に人心を感奮興起せしめるに都合が宜いとい

ふので、綱齋はこれを編して、それ／＼之に説明を加へたのである。

竹内式部はかやうな書物を教科書として、公家衆に教へて居つたのであるから、其の排幕の思想は盛んに燃えるやうになつて來た。其の講義は強く名分を論じて、幕府が政權を朝廷から奪ひ取つたのは宜しくない、たとへ幕府が政治を行ふにしても、天皇を奉じて朝廷に伺つてやるべきものであると論じて、屢、關東を誘ふ事などもあつたといふ。其の説に、日本に於ては、天子ほど尊い御身柄はない。然るに今の人々は將軍の尊いことを知つても、天子の尊いことを知らぬのは、如何なる譯であるか。是は畢竟するに、天子も御徳を積まれず、御學問が不足である。臣下は如何であるかといふと、關白以下の者も、何れも不器無才の者である。それであるから、皆幕府の方を尊んで天子の尊い事を知らぬのである。故に天子より以下公家衆たちも皆能く學問を勵んで、其の道を備へたならば、天下萬民が其の徳に服して、終に天子の方に心を寄せ、自然に將軍が天下の政權を返上する様になるのは必定である。それは實に掌を返す如くであつて、公家の天下になる事は明かである、説いて居つた。是は其の頃式部がどういふ講義をやつて居るかを調べられた時に、其の様子を當時の武家傳奏廣橋兼胤が、日記の中に書いて居るのによつて知られるのである。此の思想は言葉こそ變つて居るが、保建大記の所説と殆ど同じである。

公家衆は式部の説を聽いて、之に感通すること影の形に隨ひ響の聲に應ずるが如く、實に手の舞ひ足の踏む所を知らぬやうな有様であつた。その講義を聽いて居る者の中で、壯年血氣の者共は、氣が逸つて凌雲衝天の志抑へ難く、軍學を講ずるものなども出て來た。何でも幕府を倒さねばならぬから、今から軍學を修め、兵法を習つて、劍道も學んで置かなければならぬと、俄に武器を購ひ、弓馬を試みる者さへあり、禁中で近習の小番に當つた公家衆は、御庭の極く靜かな所に出ては、

劍術の立會などをやるやうになつた。さういふ事が、漸く關白の耳に這入つた。關白一條道香は、若い公家衆達が盛んに兵法などを習ひ劍術などを稽古して居ることを聽いて、この事が若しも關東の方に聞えると、由々しい大事になると、大層心配して、増長せぬ中に、速に停止すべしと命じた。そこで竹内式部がどういふ講義をやつて居るか、その舉動に注意した。そして弟子の一人であつた烏丸光胤を喚んで、どういふ學説であるかと尋問した。烏丸光胤はいろ／＼辯解して、右の噂が事實でないといつたけれども、なか／＼聽かれない。關白は武家傳奏廣橋兼胤・柳原光綱と議して、所司代松平輝高に其の事を通知した。所司代は更に京都の町奉行をして竹内式部を尋問せしめたところが、式部には別に大して悪い事はないので、罪跡を認めることが出來ないで、其の儘釋放された。時に寶曆五年、桃園天皇は寶算十五であらせられた。從來もいろいろ學問の御稽古は遊ばして居られたが、もうそろ／＼君徳涵養所謂帝王の學問をなさらなければならぬといふ時になつたので、徳大寺公城とよしろに久我敏通等が相談をして、君徳涵養には竹内式部の學説を進講するが宜いといふので、侍讀の伏原宣條が式部の學説によつて大學章句・孟子集注などの御講釋を申上げた。其の時の様子は、昔後光明天皇が漢唐の古註を廢して新に朱子學を御採用になつた様子に似て居ると、有志の堂上たちは、感喜雀躍したといふ。徳大寺公城は姉小路公文・西洞院時名・正親町三條公積等と謀つて、尙日本の神書を御覽にならなければいかぬとて、小番の時に日本紀の進講を始めた。然るに同志仲間の過激のもの等は、極端説を出して、速に幕府を倒さなければならぬといふので、倒幕急進論を主張する者があり、徒黨を結び、その寄合に於て、酒宴を催し、其の間には慷慨悲憤の説が出るといふ噂が聞えた。

時に寶曆七年、その頃一條道香は關白を退いて、近衛内前ちかみちが關白であつた。一條前關白は事情の容易ならざるを察し、近衛關白にこの事を密告した。近衛關白は一條前關白・右大臣九條尙實・内大臣鷹司輔平等と計つて、青綺門院即ち先帝櫻町

天皇の女御であらせられ、桃園天皇には御寶母ではないけれども、嫡母に當らせられる方に申上げて、公家衆たちの神書進講を停止すべきことの上裁を仰いだ。青綺門院は御自分が二條家の御出身であらせられるが、弟御に右大臣二條宗照といふ方があり、また其の嗣子に宗基といふ方がある、此の二人とも山崎闇齋の垂加流を學んだことがあるが、門戸の見が強く、氣象が烈しくて、接遇するに困るので、かね／＼心配して居られた。故に主上にも垂加の説を聞召すのは必ず御爲めに宜くあるまいと思召された。よつて其の進講を止めることを御贊成になつたので、近衛關白は意を決して、天皇に御諫め申し、此の事は青綺門院の御旨に出て居ることと申上げますと申上げた。天皇は青綺門院の令旨であるならば致し方がないとて、終に採用せられて、暫く御止めになつた。關白は朝臣等に進講停止を命じ、又西洞院等に式部の學説を學ぶべからざることを忠告した。それは寶曆七年八月のこと、天皇寶算十七の御時である。

然るに天皇の御考では、神書日本紀は日本の由つて起る所の根源を説いた者である、然るに日本の主でありながら、日本の書を見るのは宜しくなくて、唐土の書のみを見るは宜しいものであるか、如何なるものであるかといふ事で、私かに青綺門院にもう一度講義を始めたいと御相談になつた。青綺門院は、つい先達で御止めになつたばかりであるのに、すぐにまた始められるのは如何であらうかと、御とめになつた。此の間に、徳大寺公城などは、私かに同志の輩と圖つて、内々で以て天皇に「神代卷の抄」——抄は講義をしたものをいふ——などを寫して獻上した。或は又文學などに事寄せては、私かに伺候して、朝權の回復せられなければならぬ所以を言上した。其の翌年になつて、寶曆八年、寶算十八歳の御時、正月に、天皇は改めて近衛關白を御召しになつた。仰せられる事に、今の世は誠に泰平のやうであるが、然しながら是は誠に泰平ではない、明日の事は測られない、日本紀は日本の由つて起る所を記したものであり、之は第一の義であるから、この講義を始

めなければならぬと仰せられた。關白は恐入つてしまつた。そうして申し上げるやうは、此の事は、先達で青綺門院も御心配になりました事で、昨年も吳々内前に仰せ事があつたのでありますから、唯今内前一人で直ぐに御請けを致しますることは大切の道の義で御座りまするので、恐多く存じます。尙一應叡慮を回らされて、更に女院様に御相談を願ひたいといふ事を申上げた。其の間にいろ／＼御問答を二三度繰返した。終に天皇は一體内前其の方は女院に従つて居る者か、何れに従つて居る者かと仰せられた。内前恐れ入つて、それは申すまでもなく君に従ひ奉る義にござります、御代々御恩を蒙り、一列同様の事ながら、わけて内前は中御門・櫻町兩院の御恩を蒙り、殊に代々重い關白職に補せられたのは、偏に當今の御蔭と、晝夜朝夕忘れず心のたけは忠義を盡し相勤めまする覺悟でござります、その爲めに心に存ずるだけの事は憚りなく申上げる積りで御座りますと言上した。それから暫く日を置いて、天皇は、當國の根源の事であるから捨置難く、どうしてもまた日本紀の講義を始めたいといふ御沙汰を下された。そこで、内前は先日申上げました通り、大切の義でござりまするか、内前一身で仰を承り取計つて、若しもふと女院の御耳にも入りますれば、如何様に御苦勞に思召すやも計られませぬから、女院の御耳に入れての上での事になされたいと言上した。然るに、天皇に於かせられては、女院に申上げる事は憚り多くあらせられる。何故かといへば、昨年もこの事について、女院は非常に御心配になつて、夜も碌々御寝あらせられなかつた。餘り御心配を掛けては濟まぬから、今度は女院に申上げないで、内前關白の計らひでやれと、斯ういふ御沙汰であつた。内前非常に困つて、到頭青綺門院に申上げた。それで青綺門院は、それほど御熱心であらせられるならば、幾ら御とめ申しても御止めになるまいから、極く密々で、世間に漏れないやうにして、聞召されたならば宜しうございませうといふ事であつた。それで、是までは一般に若い公家衆達が陪聽して居つたが、今度は關白が監督の意味で後に附いて居つて、激

烈な事がいへないやうにして、西洞院時名を召されて講義を聞き召されたのである。

徳大寺公城は此の事を聞いて、實に喜んだ。久しく絶えて居つた所の御講義が又始まつたといふので、大層喜んで、其の由を精しく日記の中に書いて居る。何故に徳大寺公城が、そのやうに喜んだかといふと、それには深い譯がある。それは昨年御やめになつてから、徳大寺の一派の同志は、此の儘御講義がやめになつては困る。折角自分等の學説を、天皇に勧め奉り、皇威を發揚する基を造らうといふ考であるのに、其の儘止めになつては、自分達の考が水泡に歸するからといふので、密かに天皇に申上げた。それで其の講義が再興することになつたので、非常に喜んだのである。此の事について、前年來、正親町三條公積と徳大寺其の他同志二三の人が相談をしたのである。徳大寺はその事を日記に記して、「嗟呼去年以來公積卿之所爲、同志數輩之外、知る者なし、而して今日の恢復にいたる、千歳の忠志なる哉、然し主上能く此諫書を聞き召し、嘗て大典侍・姉小路前大納言（御生母開明門院とその御兄公文卿）等へも仰聞けらるゝ事のなくて、叡慮を定て關白に仰出さるゝの篤き聖心にあらずんば、公積卿の忠志も通しかたからん、嗟呼主上聰明之御資、相續て、此道を聞き召され候はゞ、異日の聖徳はきまりなくおはしまして、千歳廢置之道、此時に回復して、我國のかしこさ、此君の御宇に拜んと、臣等同志輩頭をのへて有侍云々」と記して居る。

是時に當り、同志過激の者は、或は承久或は元弘の時のやうな事件を起さうと計畫を立て、公家衆ばかりでなく浪人なども這入り込んで居るといふやうな噂があつた。前關白一條道香は斯ういふ風説を聞いて心配になつた。どうしても神書の講義をして居ると、それを本として、若い公家衆が黨を組むやうになる。是はどうしても御止め申さなければならぬといふので、右大臣九條尙實・内大臣鷹司輔平と共に關白近衛内前に計り、關白から、神書の進講の中止を申上げ、諫奏長座に及んだが、天皇はどうしても御聽き入れにならない。朕は或夜夢に日輪のやうな、又人の身體のやうなものを見て、何となく心が安くない。且先達て神書の講義を聞く時に、内侍所に拜して、必ず中途に廢せずといふことを誓つて置いた。中絶すると、神に對して恐多いから止めないと仰せられた。近衛内前は、それは明朝御拜の折に、廢止の旨を神に御斷り仰せられたならば差支ございませぬと申上げたが、どうしても御聽きにならない。終に一兩日だけ延期を御許しになつた。かやうにして神書の進講は十二回を以て中絶することになつた。

内前等は此の儘では置けないから、更に青綺門院の御許を得て、正親町三條・徳大寺等の人々を君側より遠ざけることを圖つた。さうして關下に伏し、徳大寺・正親町三條などを退けることを奏聞した。其の理由は、神道に託し、邪説を唱へて、徒黨を結んで居る、一體人體が宜しくないから、役を退けるといふことを申上げた所が、天皇なか／＼御許しがない。けれどもいろいろ申上げて終にそれを許された。それが寶曆八年六月十日のことである。それで徳大寺などは、御側に出ることが出来なくなつてしまつて、家に引込んで居つた。ところが、其の引込んで居る中にも、密かに烏丸光胤から、今度自分達が辭職を仰付かつたのは、天皇の御意に出た事ではなくて、關白が無理に計らつた事である、天皇に於ては不憫に思召して居らせられるといふ事を聞いたので、實に有難い、千載の本懐がこゝに盡きて居る、憾らくは叡旨の忝きに報じ、宸襟を安んじ進らすを得ざる事である、徐に時の來るを待つて大に働かうといふ事を日記にしるして居る。

徳大寺・正親町三條などの辭職を命ぜられて後、三日を経て、天皇は更に關白近衛内前を召されて、宸翰の御書付を賜はつた。

此間攝家一列より、神書聞こと、す(垂)い(加)か流にては、爲に成ましき、さるによつて、何とぞ、や

むる様にと、たつて關白申され候故、得心せされとも、相やめる由云。其後とくとしあん候所、得心せずしてやむること、先如何。其上愚存道にかなは、勿論、又一列被申通り、道にかなうにしても、得心せざるを、やむること甚如何、道の事故、このまゝすてをきかたき也。彼流なにかあしきゆへ、爲にならぬよし申さるゝそ。心底いふかしう思ふ。さためて格別のわけ有へし、くはしく聞度おもふ。名々に所存被書付、一封可被上なり。夫神道は、わか大祖及爾の大祖と、萬世の爲に心をあはせ、天地自然の道をかにかへて、たてをかせられたるわか國の大道にして、朕は勿論、政をとる人、必まなふへき能みちなること也。此間も、神家輩より聞は何も所存なきよし申さるゝ。なるほと右輩より聞は、さしつかひもなき事故、さやうにしたき者なり。去なから、右輩に聞へき人體相みえぬによつて、これまで彼流至てたゝしきやうに思ふ。去なから、一列より被申通り、義理にかなひ、神慮によくかなふき、明白に知たらは、必一列より被申しこと用ひ、向後彼流聞ましき也。さて又愚存神慮義理にかなふきならは、これまでの通にて則可聞なり。只今は一列所存と愚存と相違なり、二つのうち、いつれか道にかなうこと、依不成分明也。

この宸翰御書付の大意は、此間攝家一列のものから、日本書記の進講を聞くのに、垂加流によつては爲めにならぬ、何とぞ止めるやうにと、關白がたつて申した故に、得心はしなかつたけれども、止めると申した。然るに其後篇と思案をして見るに、得心しないで止めるといふことは如何であらうか、其上に愚存(桃園天皇の思召)が道理にかなふならば勿論のことであり、また攝家たちのいふことが道理に叶ふとしても、得心せぬものを強て止めるといふことは、甚如何はしい。道の事であるから、このまゝ捨て置き難い。かの垂加流といふものは何が悪いので、爲にならぬといふのか、心底いぶかしく思ふ。定めて格別のわけが有るのであらう。詳しく聞きたく思ふ。名々に考をかきつけて、封書を差出すべし。夫れ神道はわが大祖天照大神が、爾の大祖天兒屋命と、萬世の爲めに心を合せ、天地自然の道を考へて立てをかせられた我國の大道にして、朕は勿論政を執る人必學ぶべきよき道である。此間も内前等の申すには、神家の輩から講義を聞くならば所存はないといふ。なるほど、右の輩から聞けば差支もないことだから、左様にしたいものであるが、去りながら、右輩の中に講義を聞くに足るべき人體が見えないではないか。故に垂加流の方が至て正しきやうに思ふ。さりながら攝家一列の申すことが、義理にかなひ、神慮にかなふといふ儀が明白に知れたならば、必ず攝家一列の申す處を用ひて、今後は垂加流は聞くまい。さて又愚存(天皇の思召)が神慮にも義理にもかなふといふことであるならば、これ迄の通りに垂加流を聞かう。今の分では攝家一列の考と愚存(天皇の思召)とが相違して居る。二つの内何れが道にかなふか、分明でないからである。

近衛内前はこの仰せを承つて、大に恐れ入つて、一條前關白・九條右大臣・鷹司内大臣等と議して、奉答申す事に、一體彼の流は、山崎嘉右衛門の流即垂加流から出ましたもので、山崎嘉右衛門は民間の儒者——公家衆からいふと、格式を重んずる者であるから、民間の儒者は賤しい者になる——でありますから、朝廷に入るべきものではない。その上に愚意を加へ、野卑の新流である。其の山崎垂加流が松岡仲良に傳はり、更に式部は其の師匠から傳へたものの上に、なほ自分の私見を加

へて居る。垂加の流が既に新しい野卑な流義である上に、竹内式部は尙新しい。其の説は甚だ確かでない。又竹内式部は松岡仲良からも破門をされたやうな人間である故に、民間の輩さへ聴いても宜しくないものであるのに、況して主上の聞召されるは、甚だ以て有るまじき事でありますと申し上げた、内前は尙いろ／＼と諫奏申して、終に吉田流の神道を聴講遊ばされるやうにと御勧め申した。それならばそれを聞かうとは仰せられたが、尙事實に於ては吉田流の者を御召しにならないで、元の通り西洞院時名を喚ぼうとなされる。關白はなほも是ではいかぬといふので、更に意を決して、六月二十八日に、是等の同志の者を君側より退けることにした。徳大寺と正親町三條とは前に退けたけれども、尙烏丸光胤・坊城俊逸・高野隆古・西洞院時名・中院通維、この五人の者に所勞と稱して籠居すべきことを命じた。それで先づ御前を遠ざけたから、一安心と思つて居つたが、なか／＼同志の熱心な者はそんな事では屈しない。烏丸・徳大寺・西洞院などといふ人々は、密かに天皇に奏聞して、關白の申上げて居る事に對して、いろ／＼と申上げた。關白はまた天皇に伏奏して、式部が神書儒書講義の節に名分の義をひどく申立て、屢、關東を誘ふ、見臺の上でさへかやうであるから、雑談の時などは勿論の事である。かやうなわけで、門弟等が過激な説を唱へ、或は夜著の中に懷劍を入れたり、十手を入れたりして宿直をする事がある。爲めにいろ／＼の風説を生じて、朝廷が今に騒動を生ずるに相違ない。黨を結んで謀叛をする（亂を作す）といふ風説がある、謀叛といふ事は重いことで、なか／＼二十人や三十人の者が黨を結んで出来る事ではない、又一人や二人の者が計畫を立てゝも出来ることでない。これは畢竟各々の者が主上へなれ添ひ、朝廷の權を自分の方へ取らうといふ趣意から來たのであると、いろ／＼申上げたが、天皇は何とも仰せがなく、唯だ「成程」とのみ仰せられるばかりであつた。

天皇は徳大寺・正親町三條・西洞院などが籠居して居るのを御心配になつて、どうかして助けてやりたいといふ思召で、いろいろ御考へになつた。それで或時には、密かに西洞院時名を召されたりしたことがある。時名は參内しようと思つたが、關白が止めて參内する事を許さない。斯ういふ風に籠居を命じて、なか／＼天皇との間を離すことが出来ぬので、どうしても是ではいかぬ、蟄居止官の處分をするより外仕方がないといふことになつた。そこで關白は意を決して、青綺門院に願つて令旨を請ひ、更に闕下に伏して、懇請を致した。天皇は「せう事がないどうなりとも宜しく」といふ仰せであつた。この時のこの御言葉は、内前の日記に書いてある。それで關白は正親町三條・徳大寺・坊城・西洞院・中院の官職を止めて、永蟄居を命じ、勘解由小路資望の官職を止めて蟄居に、高倉永秀・西大路隆共・町尻兼望の役を止めて遠慮仰付け、今出川公言、町尻兼久、櫻井氏福・裏松光世を遠慮に、岩倉恒具その子岩倉尙具・植松幸雅・正親町三條實同・烏丸光祖に自分遠慮を命じた。其の罪状は、式部の神道教法が道に背き、いろ／＼の噂が流行して、朝廷騷擾し、朝縉共が黨を結び謀叛を圖るといふ風説が起る、是は畢竟主上に親み過ぎて、關白なり其の他の重い役人を輕んずる爲めであるといふのである。又是に連座して女官の中にも罰せられた者がある。天皇の御乳母土御門連子が豫て計畫に與かつて内通をしたといふので、宮中の奉仕を免ぜられた。是れ實に寶曆八年七月二十四日の事である。かやうにして同志の人々は、役を止められ、蟄居を命ぜられて、もう天皇にお近寄りすることが出来なくなつた。

公家衆の方は、關白が幕府に相談する必要もなく處分をしてしまつた。然しながら、尙竹内式部を處分しなければ、本が治まらない。そこで關白は京都所司代に通知をして、式部をどうか京都から追放の刑に處して貰ひたいと望んだのである。所司代松平輝高は、京都の町奉行に命じて調べしめた。町奉行は式部を喚んでいろ／＼尋問をしたけれども、式部の辯明が誠に事理明白であつて、少しも罪として執へ所がない、何を罪状にして追放に處するか、如何にも罪に落しやうがないの

で困つて居つた。そこで關白の方からは、式部が公家衆に對して關東を謗つた、或は名分の義をやかましく申し立て、今に關東の政權が朝廷に歸するやうになる、斯様に式部が説いたといふ事、或は同志の徒の中に式部の學説が本になつて、武器を貯へる者があるといふ事などを、所司代に通知をした。そこで式部に尋問すると、全くさういふ形跡が無いので、困つたのみならず、尋問して居る内に、却つて京都町奉行をして感心せしむるやうな事柄が多いので、調べる方でも弱つた。或時斯ういふ尋問に及んだ事がある。式部が講義をしたものの中に、禮樂征伐諸侯より出づれば蓋し十世にして失はざること希なり、禮樂なり征伐が諸侯から出る、即ち天下の政權を諸侯が有つて居つたならば、それは十世で衰へると申したといふが、如何であるかといふ尋問である。式部曰く、それは如何にも申しました。町奉行曰く、それは今の將軍の世が、既に十代に及んで居るが、それにも拘らず、さういふ事を申すのは、不慮ではないか。式部答へて曰く、是は論語にある事で、論語の講義を致す時に申したので、別に關東に對して申した譯ではない。奉行の曰くそれは然しながら、日本紀神代の卷の講義の手控への中にあるといつて、講義の筆記を示し、神代の卷の講義の中にあるのは如何であるか、誠に不審ではないかといふ。式部曰く、それは書く人の心得で、いろ／＼に書くので、私の講義が神代の卷と論語の講義を一日置に致しました、それを聞いた者が續けて書いたのであつて、それは書く者が自分の心覺を書くのであるから、間違つて論語の講義を日本紀の講義の下にかいたこともあるであらう、私は神代の卷の所に於てはさういふ事を説いた事はないと答へた。是は辯明が著いた。

さうすると、今度は、奉行の申すには、一體式部其の方は、今の天下は危い天下になつて居るやうに考へるといつたさうであるが、果してさうであるか。是に於て、式部私かに考へる事に、是は幾ら辯明しても、逆も駄目である、何か事を探して、

自分を罪に陥れようとするのであらうから、どうしても追放ぐらゐにはなるに相違ない、どうしても罪に陥られるならば、自分のいひたいだけの事はいつてしまはうと、覺悟をした。さうして申して曰く、成程實に今の世は危い天下であると思ひます。此の事は自分が講義をする時には、決して申さなかつたけれども、今日唯今、此の決斷所に於て、私の心底を御尋ねあるに當つて、偽を申したとあつては恥入るから申します、實に今の世は危い天下であると存じますといつた。幕府の役人の目の前に於て、今の天下は危い天下であると、少しも隠せず率直に述べたのであるから、奉行等は非常な驚きであつた。式部は尙續けて申すやう、何故危いかと申しますれば、聖人の言葉に、「天下有道則禮樂征伐自天子出、天下無道則禮樂征伐自諸侯出、自諸侯出蓋十世希不失矣」(論語季氏篇)とございます、唯今は政治が關東より出て居るのであります、即ちそれは孔子の仰せらるる禮樂征伐が諸侯より出で、居るのであります、然れば孔子の言葉に従へば、十世にして失はざること希なりで、今の天下は實に危い天下であると存じます。私は儒學の道を學んで居る者で、聖人の仰せられた事ならば、それに従ふのでありますと申した。町奉行の曰く、然しながら、昔から天下に限らず、何處の國でも、如何なる所でも、治めるといふ段になると、其の上に立つて居る一人のみでは政治はできない、其の下に家老であるとか用人とか、いろ／＼の者が居るではないか、さうすれば日本には天子が居られても、關東が下に立つて政治をするに仔細はないではないか、其の仔細のない事が、何故危いかといふ。式部答へて曰く、それは如何にも御尤もであります、然しながら、關東の政治が一條々毎に京都方に御相談遊ばされて、さうして勅命を以てそれが取行はれれば、それは關東が政治を遊ばすのではございませぬが、今の政治は左様に見ることは出来ませぬ、勿論些細な事は一々京都の方に御伺ひになるには及びますが、大事になれば、朝廷に關白なり其の外大臣があるのであるから、それ等に御相談があつて、勅命を受けて行はれるのが宜いと

思ふのであります、さうすれば禮樂征伐が天子より出づると申すものでありますが、今日のは禮樂征伐が諸侯より出て居るのでありますから、孔子聖人の言に従へば、危き天下と申すより外ありませんと申したので、奉行がまゐつてしまつた。式部の議論は堂々たるもので、町奉行も此の議論に就いては、一點の非難のしやうがなかつた。そこで私かに式部に向つて、どうも其の方も、此の度は誠にきつい災難に逢うた、こちらも好んで吟味して居る譯ではないが、據どころなく吟味して居るのであるといつた。是は關白の方からどうしても式部を京都に置くと、朝廷を騒がすから、式部を京都から遠ざけさせれば宜しいと、所司代に迫つたのであるから、右のやうにいつたのである。

そこで何とかして、式部の罪を探さなければならぬと思つて居ると、一つの罪状を見付けた。それは八年の五月頃、京都に雨が長く續いて、鴨川に大水が出て、三條と五條との橋が落ちた。其の時同志の輩で、青年血氣の勇に逸つて居る者が、三本木の料理屋へ行つて、觀水の宴を張つた。そこで水馬の術を試みようといつて、五六人の者が馬を川の中に騎り入れて渡つた。公家衆がさういふ事をやつたから、京都の町の人々が驚いて大變な噂が立つた。それは極く若い公家衆がやつた事で、徳大寺・正親町などいふ人はさういふ亂暴な事をやつてはならぬといつて叱つたといふ位であつたのである。この事が町奉行の耳に入つた。之を主な罪にして、式部を追放に處したのである。その罪状として、全體公家衆に神書を講ずるといひながら、神書ばかりでなく、靖獻遺言なども講じた、また三本木の酒宴に列した、馬は乗り入れなかつたが、公家衆と一緒に酒を飲んで居つたといふのは、不穩當であるといつて、追放に處した。十箇箇國か御構ひになつて、式部は京都から追出されて、事は濟んだ。時に寶曆九年五月であつた。

以上述ぶる所によつて、桃園天皇が御聰明にあらせられたことは、大體拜察し得ようと思ふ。近衛内前に向つて、日本の主として、日本の書を見ず、支那の書のみを見るは如何と思ふとの仰せ、また宸翰を賜はつて、神道は天照大神と天兒屋根命とが萬世の爲めに立てさせられた所の道であると仰せられたるが如き、或はまた垂加流を以て正しと信ずるにより之を續けようとの天皇の御主張と、内前等の主張と何れが正しきか、その正しきに従はうと仰せられたるが如き、流石の近衛内前をして、恐懼措く能はざらしめたものがあつたであらう。徳大寺公城等を始め當時同志の朝紳が深き期待をかけ奉り、朝權恢復を此の君の代に仰がんと喜んだのも、尤もの事であつた。この事は固より時勢の尙不可なるあり、之を當時に期するは難しい事であつたが、然しながら、この事件が後世に及ぼした影響の大なるものあつた事は、世にも著しいことである。そも、寶曆事件に於ける竹内式部並に公家衆等の活動については、從來之を説くものは多くあるけれども、その事件の中心として、當時同志の人々の仰ぎ奉つた桃園天皇の御事については、之を説くものが甚だ稀である。公家衆等の活動も、天皇の英明にましましたればこそ、その勢を得たのであつて、竹内式部の如きも、恐らくはほのかに公家衆等より、天皇の御事を傳へ承つて、間接にその説を叡聞に達するを以て、まことにそのかひありと考へ、その光榮を思うて衷心より感激した事であらう。

さて桃園天皇の御製に、

神代より世々にかはらで君と臣のみちすなほなる國はわが國 (桃園天皇御製集)

と申すのである。この御製は、右の寶曆一件の起つた寶曆八年の十二月五日に遊ばされたものであつて、その御趣意は、申すまでもなく、開闢以來君臣の分定まり萬古不變の我が國體をよませられたものではあるが、この御製を右の竹内式部一件

を背景として考へて見れば、更に深い思召のあつたことが窺はれ、聖旨のありがたさが拜せられるのである。王政復古明治維新の原動力は、實にこの御製の中に含まれてゐることを拜し奉ることが出来る。

三一 後櫻町天皇と光格天皇

桃園天皇は、寶曆十二年二十二歳にして崩御あらせられ、儲君英仁親王（後桃園天皇）は尙五歳の幼少にましますによつて、桃園天皇の御姉智子内親王が位を嗣がせられた。即ち後櫻町天皇にまします。後櫻町天皇は聖徳殊にすぐれて居らせられた。これは從來あまり世間に知られて居ない事である。宸翰御日記數十卷が、京都御所東山御文庫に藏せられてあるが、之を拜すれば、こまごまと記し給へる日常の御記事の中に、自ら御性格の圓滿にして且明哲にましましたことが知られる。和歌國學に通じたまひ、嘗て近衛内前より古今集の傳授を受けさせられ、また漢學にも造詣深くましました。儲君英仁親王の御爲めに、親しく大學・中庸などを假名延書にせられたる宸翰の御本が、現に東山御文庫に保存せられてある。その御教育に意を用ひさせ給ふことの厚きことが察せられる。位に在すこと八年、明和七年、御位を英仁親王に譲らせられた。即ち後桃園天皇にまします。後桃園天皇は在位久しからずして、安永八年二十二歳にして崩御あらせられたが、御世嗣が在さなかつた。後櫻町上皇は近衛内前と謀らせたまひ、伏見宮貞敬親王を御立てにならうと思召されたけれども、關白九條尙實の議に因り、遂に閑院宮典仁親王の御子兼仁親王を御迎へなされた。即ち光格天皇にまします。時に後櫻町上皇は寶算四十歳にましまし、光格天皇は御九歳にましました。

光格天皇御即位の後、後櫻町上皇との御間柄は、まことに圓滿に眞の御母子にもまさつて親しくましました。これ御雙方ともに天性寛和にましましたにもよるが、また御學問による御修養の然らしめたことと拜察せられる。

京都御所東山御文庫に、光格天皇から後櫻町上皇へ贈られた御消息がある。それは何事か後櫻町上皇から光格天皇へ御教訓らしき御消息を上げられたに對して、光格天皇より御返しとして、細かに書いて贈られたもので、後櫻町上皇の御包紙に、「勅書有がたき、御こまぐ、ひつじノ七月廿八日」とあり、即ち寛政十一年七月二十八日、光格天皇寶算二十九歳、後櫻町上皇寶算六十歳の御時のものである。その御本文は左の通りである。

返し、まだし書き付け度事候へとも、あまりし長文にも成候ま、先々かくのこと候。何分し御す覽之事願ひ入りし。私しよし氣丈し、けふは當座にて候。用心ましし御安心候かしく。

日々きひしき残暑之處、ますし御機けんよくし扱々々々めて度し忝きし御事、猶また萬々御用心し御事、第一に願上りし。さては詠草伺置候ま、いつにてもし御き嫌したひ、御すきさまに宜しくねかゐ入りし。誠に昨夕は、法樂詠草早そく返し給り畏々入りし、其ふし御書中、扱々々々々々有かたき御心せつ之仰とも、實々々々々々々々心中有かたくし存りし。尤仰之通、人君は仁を本トいたし候事、古今

和漢之書物にも數々有之事、仁は則孝忠、仁孝は百行の本元にて、誠に上なき事、常に私も心に忘れぬ様、仁徳ノ事を第一ト存しりし事候。ことに仰とも蒙り候へは、猶更に存候事。とかく自身計にては、つい心もだるみ候事。か様に仰有之候へは、其度ことに心もす、み、實々々々有かたきし事。とかく人は身勝手に成安き物、こゝは彼恕ト申字ノ所にて、恕之字は俗に申、我みつめつて人のいたさをしれト申字にて、則此恕か仁ノ字にも通し、又誠ト申義にも相成候事、何分仁ト誠トに相極り候事。仰之通身の欲なく、天下萬民をのみ慈悲仁恵に存候事、人君なる物ノ第一ノおしへ、論語はしめあらゆる書物に、皆々此道理書のへ候事、則仰ト少しもくちかいなき事、扱々忝くくく存しりし。猶更心中に右之事ともしはしも忘れおこたらず、仁恵を重し候は、神明冥加にもかなひ、いよく天下泰平ト、畏々々入りし。右之通色々ト書過候様にても、中々心中に存候ほとは、筆紙に不盡事にて候。何分御推さつ之事願入存候。右申候とをり、とかく折々は仰いた、き候事、はけみに成、實々々々々々御うれしく忝くく存りし。猶又已後之所、願々入存候。實々昨夕之御書中、御心せつノ御實意とも、心中にてつし候事にて候。猶々御機けんよく御長久、度々有かたき仰も承り候事と、めて度く存上りし。誠に中宮事いよくめて度様子、

扱々々々々々年來ノ宿願成就、大悦ノ事にて候。此に付候テも、何事も滿れはかくるノならひに候へは、只々大悦はかりにては相すます。か様に大めて度事有之候も、ひとへに神々ノ御加護ト存候。猶又萬事をつしみ候事十分なれば、必かくのこときこと有之ト申事を心中に不忘、敬神正直仁恵を第一にいたし候へは、何事も安穩の道理に候へは、右之心え第一トのみ存りし事にて候。前文申通、仰之通何分自身を後にし、天下萬民を先とし、仁恵誠仁の心、朝夕晝夜に不忘却時は、神も佛も御加護を垂給事、誠に鏡に掛て影をみるかことくに候。神も佛も大慈悲ノ御事候へは、色々のわさわわ有之候は、皆々此方の心中によこしま有之、此方より何事も出來候事候。くれくも正直仁恵誠信第一之事にて候。前文之通、御厚意御念比之御書付實にく有かたくく存りし事候。むさく長々しき書様なから、心中に存し上候あらしを、心にうかみ候に隨ひ、亂筆なから書付りし事候。めて度かし

く。又申候扱々日々雨をねかひ候事、今朝も拜ノ時、又内侍所にて誠心に祈り申候事にて候。何分く衆民の爲、偏にくく一雨ノ御恵をのみ祈りく入りし事候。かし

必々御返事に不及、昨夜の畏りの御返事にて候。

御内々

言上

兼仁

御消息の大意は、人君たるものは仁徳を第一とし、慈悲仁恵を以て主としなければならぬ事を仰せられてあり、この一節は殆ど論語か何かの註釋でも讀むやうな心持がする。

この御消息を上げられた翌年、寛政十二年正月二十二日に、中宮欣子内親王が温仁親王を御生みなされた。光格天皇には、この前に皇子皇女の御誕生はましますけれども、何れも中宮の御子ではない。茲に始めて中宮が御懷妊あらせられたので、御消息文中に「大めでた事」と仰せられたのも、さこそと拜察せられる。

尙又御文中に雨を祈らせられることがあり、朝の御拜に誠心に祈られ、衆民の爲めに一雨の恵を願はせられたのであるが、之と關聯して、妙法院所藏の左の御尺牘の如きも、亦天皇の御仁恵の深きを仰ぎ奉るべきものである。

拜覆

鳳頓首

鳳州

壺天圖

一以
貴之

非必絲與竹
山水有清音

頃日被寄芳翰、速可報於廻簡之處、朕被侵于暑邪、延于惰怠、其罪最大、賴垂於博愛之仁、寬宥之恕、何喜加之乎、以惟誠如教示、梅天不雨、赫日燒於草樹、

炎熱蒸於袂裙、黔首憂于麻稻之枯、衆庶愁于喉餒之苦、之時、昨微雷轟于空、甘雨灑于地、予一人之慶歡、蒼生之幸甚也乎、恭以 大王興踞安全、動作康寧、正是 祖宗之覆護、裔派之淑幸也、茲吳道子筆源龍所刻之 至聖像、并月僊所畫鴻門圖、各一鋪、被贈之、欣躍并舞之到也、仍此 龜品聊爲表薄儀、是以備于笑覽、筦存是足、書不盡於言、伏請照察、不宣、

寛政己酉之載晚夏甫浣四日

鳳州

一人元
邦以貞萬

所芳固
在芝棠

妙法大王 几下

兼

妙法院は皇兄直仁親王の御在した所で、宛所の妙法大王は即親王にまします。初に鳳とあるのは天皇の御雅號鳳州の御略字、終の兼は御名の御省略である。初と終とに捺させられた御印によつても、天皇の御博學にましますことが拜せられる。御文中情愛仁恕憂慶雷それ〴〵その古文を用ひられてあるが、これ亦同じく御該博を證するものである。(今こゝには便宜上普通文字に直した。)御本文は吳道子筆源龍刻する孔子像と月僊の畫項羽劉邦會見の圖を贈られたに對する御謝狀であるが、中に、梅天雨ふらず赫日草樹を燒き、炎熱袂裙に蒸し黔首麻稻の枯るゝを憂へ、衆庶喉餒の苦を愁ふるの時、昨微雷空に轟

倭櫻町天皇と光格天皇

き、甘雨地に澍ぐ、予一人の慶歡蒼生の幸甚なるかと仰せられて雨を喜びたまうたのは、右の御消息と照應して、聖慮の厚きを窺ひ奉ることが出来る。寛政己酉は元年に當る。

天皇は詩文の御素養深くましくした。寛政内裏造營の功成つて後、將軍家齊に賜つた御製は最も世に著聞して居る。

新宮成後手書賜源大樹

(宸翰集)

遙慕周文圃 不羨漢武臺 舊章一是率 新築本非催 百工忽告竣
 整駕自東回 拭目九重裏 九重實美哉 兩殿應規矩 四門總崔嵬
 燕雀繞簷集 櫻橋挾階栽 豈其爲逸豫 講禮共徘徊 委佩群僚會
 將幣九州來 素心既已足 春夏感鹽梅 欣然歌思動 乙夜蕩言裁

和歌に秀で給ひしことも固よりながら、世間周知の左の歌は、實に天皇の御製であつた。(飯田忠彦編野史)

はへばたてたてばあゆめといそぐなりわがみにつもるおいをわすれて

光格天皇はまたよく下情に通じて在らせられた。天明七年の頃、數年以來諸國飢饉で、米の相場が高くなり、京都の市中に於ても餓死する者が多い。そこで老若數百人が禁裏の外へ來て、何を祈つてか、御垣の外をぐるぐる廻つて居る。天皇はその事を知召されて、御製を遊ばされた。

みのかひはなにいのるべき朝な夕な民やすかれとおもふばかりを

たみ草に露のなさをかけよかし世をもまもりの國のつかさは (世評書留)

人民が飢饉に遭遇して、何とはなし御所の周圍をめぐつてお祈りをして居る。これは國民の至情であつて、皇室と國民の親しさが現はれて居るのである。それを聞召されて、朝夕に神に祈るのは御自分のことではなく、たゞ人民の安堵するやうにと思ふばかりであると仰せられた。然るに當時は徳川幕府の世であるによつて、朝廷に於かれては、何事も御自由にならず、救恤をなさらうにも致し方がない。そこで第二の御製に、國を治める司のものは、人民に露の情をかけよとの忝けな

い仰せである。この御製を下總香取の神職大中臣豊房といふ人が傳へ承つて、感激して作つた歌がある。

さりともと思ふもおそれきくたびにたゞたふとくもなみだこぼるゝ
 まことにこの御製を拜承しては、獨り當時の人ばかりでなく、後世から考へてみても、如何にも涙ぐましい御話である。

三三三 明治天皇

明治六年岩倉大使の一行が、歐米諸國を巡視するや、各國皆我國の進歩を稱揚して措かず、皆曰く日本の開化は朝陽の如しと。而かも學者或は私かに之を疑ふものあり、謂へらく、百年の大木は一夕にして長ぜず、日本の急速なる進歩は果して然るや否やと。爾來我が國運は駸々として日進月歩の勢を呈したのであるけれども、その實力は未だ世界に認めらるゝに至らず。列國の我を待つこと、猶稚童の漸く成人したる者に對するが如き觀がないではなかつた。日清戰役の初に當り、英國の一將帥は、タイムス紙上に於て、この戰爭を論じ、二國の對抗は恰も蝦と鯨の争の如くである、日本の蝦如何に活潑なり

とも、焉ぞよく支那の大鯨を苦むるを得んやと評したのである。然るに蝦は克く鯨を征服した。かくて我國の地位は、漸く上つて世界の注視する所となつたけれども、未だ我に許すに眞に文明國の名を以てするには至らなかつた。北清事變の起るに及んで、我國の眞相は始めて世界に明かになり、列國の畏敬する所となつた。而も日露戦役の起らんとするや、各國識者は我國の前途を悲觀し、文明の程度の尙低い小國が、強大無比なる露國に抵抗することは甚だ危険であると、ひそかに之を虞れたものも少くはなかつた。然るにその戦役の結果、我國の實力が豫想外に大なるものあつたのを觀て、之を嫉妬し、之を恐怖し、終に所謂黃禍論をさへ生ずるに至つた。爾後我國の地位は愈、進んで、強大國の一に列し、東洋平和の關鍵を握り、近く世界戦役の後、五大國の一に列して、國際間に於ける地位は著しく昂上したのである。

茲に徐に此の間における國運進歩の迹を回顧するに、我等は今更ながら、明治天皇の聖徳の宏大なるを偲ばざるを得ない。此の間、内には憲政始めて布かれ、法典完く備はり、文教都鄙に普ねく、學藝大いに進み、産業の振興、交通の利便等、文化著しく發達し、外には條約を改正して、國權を伸張し、義戰の餘烈、領土を擴張し、南臺灣を開き、北韓國を併せ、邊陲樺太の土蕃も皆恩澤に浴し、僻遠滿洲の外民も亦皇化を慕ふ。その盛徳宏業之を前代に求むるに類例なく、之を東西に繹ぬるに儔罕れである。この顯著なる發達は、明治天皇がよく國民を統率して、之に大方針を授け、その嚮ふべき道を示し給ひしに由るものであつて、天皇は實に國民文化の大指導者になしつたのである。徳川幕府の末葉、内憂外患交々至り、國歩艱難を極むる時に當り、孝明天皇遽に崩御あらせられ、明治天皇は御歳僅に十六にして、大統を嗣がせられた。爾來内治外交の難題紛糾せる際にあつて、天皇はつぶさに辛苦を嘗めて、維新の大業を遂げさせられたのである。

登極の初、五條の御誓文に於て、知識を世界に求め、大に皇基を振起すべしと宣はせられ、國民の歸趨すべき所を示さ

れ、明治六年征韓論の破裂を機として、更に國是を定めて、國力充實の大方針を樹てられた。明治初年以來朝鮮の我國に對する態度が無禮であると云ふので、どうしても朝鮮を討たなければならぬと云ふ議論が盛であつた。明治六年頃に至つて、其の怒が頂點に達した。之を叩きつけようと云ふのが、西郷隆盛等一派の意見であつた。その當時岩倉大使の一行が、條約改正の談判で歐米に行つて居た。それは日本は歐米各國と未だ對等の條約を結んで居らぬ。舊幕府時代に締結した條約の儘で、極めて不公平のもので、日本が歐米に比べて下目になつて居るので、その改正の交渉の爲に行つて居つたのである。しかし米國に行つて見ると、迎も日本はそんな話を起すやうな事情になつて居ない。日本の文化はまだ幼稚であると云ふことを覺つたのである。米國なり歐羅巴の土地を踏んで見ると、まだ日本は幼稚である、對等條約などいつてもまだ駄目だと云ふことに氣がついた。そこで條約改正の談判は中止して、唯歐米の文物を視察すると云ふことだけに歸つた。歸つて見ると、征韓論が盛んに起つて居る。そこで岩倉大使の一行の考へでは、日本は今征韓論と云ふやうなことを云つて居る場合ではない、日本はもつと内治を整頓して、國力を充實しなければならぬと云ふので、大久保利通を初めてこの一行の人々が、征韓論に反對した。大久保利通等の意見としては、日本が今朝鮮と争ふのは、所謂鷓蚌の争である、鷓蚌はかきみ蚌ははまぐり、鷓と蚌と相争うて二つながら漁師にとられる。日本と朝鮮と争ふは鷓蚌の争である。必ずそこに漁夫が居つて利を占めるに相違ない。その漁夫とは何物であるか、曰くロシアである。そのロシアが恐しいのみならず、今日本は對等條約を結ぶ事も出来ないといふ憐れな有様では無いか。日本の文化はまだ幼稚である。佛蘭西・英吉利の如きは、日本の土地に自國の護衛兵を置いて、自ら衛つてゐるといふやうな有様である。といふのは、明治初年頃には、外國人が能く浪人者に襲はれたので、英吉利・佛蘭西が横濱に護衛兵を置いて、自ら衛つて居たのである。日本の領内に外國の

兵が居て自ら護る、これは日本にとつて大きな恥である。斯くの如き大きな恥を察せずして、唯朝鮮が無禮を働くからといつて咎める。大に忍んで小に忍ばず、遠きに察して近きに察せず、目の前に大きな恥があるではないか、今日は朝鮮征伐などといつて居る場合ではないと云ふ事を盛んに論じた。大久保利通等の理想としては、日本は歐米と對等の地位に進まなければならぬ、それが日本の採るべき大方針である。それが爲めには日本の文化をもつと進めなければならぬ、日本の國力を充實せしめなければならぬ、そのためには産業を奨励しなければならぬ、教育も進めなければならぬと云ふやうな譯で、盛んに西郷等に反對したのである。

斯様にして大久保と西郷とは互に相争つて決する所がない、結局雙方の議論を、そのまゝ明治天皇に申上げた。其の時に明治天皇は御年二十二歳であらせられたのであるが、これに裁斷を下された、如何にも大久保等の云ふ通りで、今は朝鮮を征伐して居る時でない、國力の充實を圖らなければならぬ、朝鮮征伐は後廻しにせよと御決斷を遊ばされ、國家の大方針を定められたのである。若し此の大久保・西郷の兩雄相争つて居る時に當つて、かゝる御英斷が無かつたとしたならば、日本はどうなつて居たかわからない。こゝに明治天皇の御器量の偉大さがあつたと思はれる。これ以後日本の大方針が定まつて、西洋文化をどん／＼採入れて、國を富まし、國の力を強くしなければならぬと云ふことになつた。

これについては、古代にも丁度同じ様な例がある。即ち千三百年前、聖德太子及び天智天皇が樹てられた御方針がよく似て居るのである。聖德太子・天智天皇の御時には、朝鮮問題で支那と争つて居たが、つひに失敗に了つた。そこで支那と争ふよりは、それを止めて、日本の文化を進めなければならぬと云ふので、支那大陸の文化を採用せられたのである。聖德太子の御時は、其の以前から日本が朝鮮に持つて居た版圖即ち任那の土地を、新羅と争うて、遂に之を失つてしまつた。其の

新羅と争つて任那を失つたのは、欽明天皇の二十三年の事であるが、それが爲めに神功皇后以來日本が領有して居た朝鮮半島に於ける土地が無くなつて仕舞つた。欽明天皇は非常に之を残念に思召され、崩御の時、皇太子の手を取つて、悲痛極まりなき御遺言をなされたのである。其の後二三代續いて朝鮮に兵を送つて、回復を圖つたが成功しなかつた。聖德太子の御時にも、軍を遣はし回復を圖られたのであるが、遂に成功しなかつた。そこで聖德太子は幡然として悟られた。今は兵を用ふべき時で無い、日本は文明が遅れて居るから、先づ國力を充實しなければならぬ、さうして支那の文明を採入れることに全力を注がねばならぬと考へられた。それが爲に佛教を奨励せられた。佛教と云ふものは、支那の文明の華である。聖德太子が佛教を奨励せられたのは、佛教其のものの爲めではないのであつて、日本文化を進める爲めの手段として、佛教を奨励せられたのである。或は憲法十七箇條を制定せられた。これは國內統一・民心歸一の爲に、其の頼るべき道を示さうといふ御考で定められたのである。或は又日本の歴史を作られた。其の以前には日本の歴史といふものは撰述せられてゐなかつた。日本歴史には非常に古いものがあり、歴史は日本國民の精神を涵養する所の糧食となるものである。之に依つて國民の自覺を促された。此の他色々な御事業を行はれたのであるが、總べて皆其の御方針から出て居るのである。即ち支那と對等の地位に立たうといふ目的に向つて、聖德太子の御事業の計畫が立てられて居たのである。ついで孝德天皇の御代中大兄皇子即ち後の天智天皇が皇太子であらせられた時に、大化改新が出来たが、大體同じ方針に依つて進んだ。ついで文武天皇の御代に大寶令の發布も出来て、茲に立派な法律制度が出来たのである。是等の改革は、丁度明治の初年の有様と能く似て居るのである。

明治六年に主として國力を充實しなければならぬと云ふ大方針が定まつたが、それは恰も聖德太子・天智天皇の立てられ

た御方針と同じである。唯聖徳太子の御時にも、天智天皇の御時にも、朝鮮へ兵を繰出され、遂に失敗に終つて居るが、明治には其の事が無かつた。初めから方針が決まつて居つて、兵を用ひなかつた。出来るだけ忍耐に忍耐を重ねて、遂に明治二十七年に於て大に伸びたのである。ついで十年を経て、明治三十七八年に於て、更に大に伸びた。若し明治六年に兵を用ひて居つたならば、天智天皇の御時の如く失敗して居つたかも知れない。此の時に於て國力充實の方針で、兵を用ひなかつたと云ふ所に、明治天皇の御英斷の偉大なることが拜せられるのである。

之より國力はいよ／＼充實して、文明が大に進んだ。然るに西洋文明を盛んに採入れた結果、其の弊が起つた。其の弊とは何であるか。即ち歐米のかぶれが出来たことである。外國の長を採つて我が國の短を補ふ、採長補短と云ふことは結構ではあるが、それが行き過ぎて一も西洋、二も西洋と云ふ風になつた。何でも西洋の眞似をするやうになつて、總べてが西洋風で無ければならぬと云ふことになつた。それが爲めに、歴史的な傳統的なものは皆棄てられた。古い物と言へば皆悉く之を破壊し去ると云ふやうな有様であつた。すべてが實利實用の一點張となつた。東海道の並木を伐つて仕舞ふとか、上野公園の樹木を金六百圓に代へようとしたとか、或は興福寺の塔を金二十五圓で拂ひ下げるとか、その二十五圓の評價は、塔を焼拂ひ焼残りの金物をとる、其金物の直段によつて二十五圓といふ相場が出たのである。然るにこれはその近傍の民家に類焼の恐れがあるといふので、故障が出て止めになり、幸に今にその立派な建築が保存せられて居るのである。或はまた姫路の白鷺城の天守閣が百圓で拂下げられた。落札したものはその取らずしにもてあまして、御免を願ひ出たと云ふ例もある。要するに歐米文化模倣の傾向が盛んになつて、其の弊が著しく起つた。

さて一方に於ては、條約の改正問題がたえず當時の政治家の頭を悩まして居つたのである。岩倉大使一行の洋行目的もそこにあつたのである。そこで當時の人々の考では、之を解決する爲めには、歐米社會生活の有様を其の儘日本に移さなければならぬ。此の條約改正の解決の困難なのは、日本の風習が歐米と違ふからである。故に條約改正の爲めには、總べてを犠牲に供しなければならぬといふので、或る方面に於ては急進主義を以て、政府の力によつて社會を根本から改造しようとした。さうして極端なる歐化政策をとり、皮相的な淺薄なる主義が行はれた。歐羅巴の者が東洋人を輕蔑するのは、趣味が違ふからである、食べ物を改めなければならぬ、言葉も日本語を廢して英語にしなければならぬ、一體人種が良くない、人種を改良して肉體的に日本人を歐米化しなければならぬ、その爲に雜婚を勧めると云ふやうなこともあつた。男女混淆のダンスが盛に行はれて、鹿鳴館に於て内外人が集まつて、ダンスをやる、それが爲めにいろ／＼な醜聞が外にもれた。中にも最も評判の話は、明治二十年四月二十日に永田町伊藤伯官邸で催されたファンシーボールであつた。この假裝舞踏會においては、内外朝野の貴顯紳士四百餘名が集まつて、恰も氣狂ひのやうになつて、假裝して道化芝居といふやうなものをやつたことがある。これはその時分の新聞に詳しく報道せられてあり、有名な話である。思想界に於ても西洋思想がどん／＼押し寄せて、國民思想は甚しい混亂状態に陥つた。思想界の混亂から、外國思想に傾いて無批判に之を受け入れて居つた。明治十七八年前後に於ては、此の西洋心酔が殊に激しく、歐米模倣は極端に陥つて、大いなる弊害を醸して居つた。

そこで明治二十二年春、地方官會議が開かれた時に、其の議事の中に、民心統一と云ふ議論が起つた。其の事が文部大臣から内閣に報告せられ、遂に明治天皇の勸諭を煩すことになつた。是に於て、明治天皇は、文部大臣に國民教育の根本基礎を示すべき勅諭の起草を命ぜられ、その案ができて後も、慎重審議せしめられ、何回も御下問になり、そのために侍講元田永孚や井上毅などといふ人等が、十數回も書改めた。其の結果明治二十三年十月三十日に教育勅語が煥發せられた。之に依

つて國民は思想の上に於て準據とする所を得て、その大方針とすべきものを仰ぐことが出来たのである。

明治天皇が殊に偉大なる御性格にまじ／＼たことは、國民を指導遊ばす爲めに、御輔佐を申上げる政治家その他の人物を、よく御選びあらせられ、そして能く之を統御遊ばされた所に、如何にも御器量の偉大なるところがあらせられたやうに拜せられるのである。明治の初め、其の頃の政治家は、如何にも眞面目の人が多かつた、誠心誠意國を憂ふる人が多かつたやうに思はれる。前に申のべた大久保利通が國力充實の大方針を定めた如きも是であらうと思ふ。大久保利通に就ては、實際私の聞いた話であるが、重野安釋先生が、勅命によつて、大久保利通の碑を書かれた。今日青山に建つてゐるが、これは先生の一世一代の大傑作と言はれてゐる。此の碑文を勅命に依つて作る時に、その事蹟に關する材料を調べた中に、かういふ話がある。

明治十一年五月に福島縣の縣令をして居つた山吉盛典と云ふ人が、地方官會議の爲に東京に出て來た。既に會議が終つて縣の方に歸らうとして、五月十四日の朝六時に、大久保を訪問したが、色々地方政治のことに就いて訓辭もあつて、八時頃になつて歸らうとした時、大久保が、まだ話があるからもつと居れとて引き留めた。其の時の話と云ふのは、維新以來今年で既に十一年になつたが、自分の考では、維新の事業と云ふものは三十箇年を以て完成すると思つて居る。今迄十箇年の間に、色々内外の事件が輻輳して、自分は殊に内務のことに携はつて、一向成績も擧げ得ないで、慚愧の至りに堪へないが、西南戦争も濟んで、國內が平和になつた、之から維新の大目的たる國力の發展を圖らねばならぬ。三十年計畫としての第一期が終つたのであるが、之から第二期に這入るのである。明治二十年迄が第二期である。此の間に國力を充實し、内治を整頓せねばならぬが、此の十年間は吾れ不肖なりと雖も萬難を排して、此の志を遂げようと思ふ。さうして二十一年以後が

第三期に這入る。その時には自分は最早隱居して、後進の賢者に譲つて、その大成するのを待たうと思ふ。と云ふ意味を諄々として説いたさうである。其の時の大久保の顔面には、誠心誠意が溢れ漲つて居つた。山吉縣令は大に感激して、誓つて自分も國の爲に盡さうと云ふ心を起し、さうして縣に歸つたと云ふことである。

此の大久保利通の三十年計畫と云ふものは、如何にも其の抱負の大なる、經綸の盛んなること實に恐れ入つたものである。大久保利通が日本の大方針に就いて、斯くの如き大經綸を持つて居つたと云ふ事は、如何にも國家の柱石たるに恥ぢない人であると思ふ。而も非常に眞面目であつて、本當に國の爲めに盡さうと云ふ心から出て居つたのであつて、其の間に一點の私心と云ふものが無かつた。その亡くなつた時に、財産整理をして見たらば、八千圓の借金が残つて居つたさうである。大久保と言へば飛ぶ鳥を落す勢であつたが、亡くなつた後に、借金が八千圓残つた。明治十年代の八千圓であるから、相當の金高である。それだけの借金を残してあつた。以て如何に清廉であつたかゞわかる。

明治天皇のお側には誠心誠意の人が多かつたことについての別の一例であるが、明治十年前後に、天皇の御輔導を申上げる爲めに、侍補と云ふ役を置かれた。それは山岡鐵舟・高崎正風・元田永孚等の十人であつた。親しく天皇の御側に奉仕致して、天皇が御學問所から入御になつてからも、代りあつて御側に出で、何かのことに就てお話を申上げる。中に自然君徳涵養申上げようと思ふので、毎晩二人づゝ交代で、夜の十一時頃迄お話を申上げたと思ふことであるが、こゝに其の十人の侍補が、本當に眞心から天皇をお助け申さうと思ふ誠意に溢れた一つの話がある。それは、上記の如く、十一年五月十四日朝、山吉縣令が大久保利通と話をして歸つた、その後大久保利通は參内の途上に於て殺された。時に元田永孚等侍補の思ふやうは、維新以來の大事業に於て、天皇を御輔け申したのは、三條・岩倉の二人である。それについては大久保・西郷・木

戸の三人である。然るに西郷は前年の明治十年に城山の露と消えた。木戸も戦争の最中に京都で病死した。残るところは唯大久保一人のみであつた。天下の大任を擔當する者は唯此一人と頼んでゐたのに、今俄かにこの變に遭つた。將來の事は復た他人に頼ることはできぬ。唯聖上の宸斷に由り奉るより外は無い。願ふところは、此變を機會に、一層御奮發あらせられて、萬機御親から御親裁し給ふやうに遊ばされたい。依つてこの趣を申上げようと云ふことに、衆議一決して、一同拜謁を賜はり、御前に於て上席の者から、各々一人毎に眞衷を吐露して、代る／＼意見を言上した。その要旨は萬機親裁遊ばされ、臣下に御依頼なきやうにと懇請申上げた。天皇には御容をあらためさせられて、各々奇特の忠言深く嘉する、將來いよいよ心を盡して助けよと云ふ仰せであつたので、一同感泣して、御前を退いた。そこで十人のものは、陛下に斯くの如く御決意が表はれた以上は、天下の事は憂ふるに足らぬ、もう安心であると云つて、互に喜んだと云ふことである。

右の如く、明治天皇は臣下を厚く御信任遊ばされて、一口で申すと、人を御使ひになることが御上手であらせられた。何事にもよく臣下の言葉を容れさせられた。すべての事に御聞き上手であらせられ、臣下の申上げようと思ふところを能く言ひ盡させられ、之を叮嚀に御聞き取り下された。これ等の事は、よく人のいふ事であるが、私にも些細の事ながら、一つの有難い経験があるのである。

天皇は東京帝國大學の卒業式に、屢々御臨幸になつた。其の時に大學に於て歴史の材料を編纂して居る所の史料編纂掛に蒐めた珍らしい國史の材料を陳列して、御説明申上げたのであるが、私も嘗て之を奉仕致したことがある。何時も其の前に、何回となく稽古を致すのである。各科からそれ／＼色々な物を出品するが、その陳列品の天覽の時間が定まつて居つて、時間が過ぎると、警視廳の御警衛等に非常な手筈が狂ふ爲に、其の時間が喧しく、時間が過ぎないやうにと云ふので、

豫め幾度も稽古する。自分でも時計を持つて時間を計つて豫習をする。また日を定めて總長が陳列物の説明を聞きながら、時間を計つて豫行演習を行ふ、誰のが一分過ぎたとか、二分過ぎたとか云ふので、非常にむづかしい。然るに總長は唯黙つて聞いて居られるばかりなので甚だ話が仕難い。時間が過ぎはしないかと、びく／＼しながら心配しなければならぬ。稽古の時にさへ、斯う云ふ風であるから、當日になつてはどうであらうかと心配してゐたが、實際其の日になると、何等案ずるほどのこともなくて済んだ。私共は畏れ多くも天皇の御前ま近く陳列のテーブルを隔つるのみで、實際天顔に咫尺すと云ふその言葉の通りである。其の爲に非常に恐れ入つて、堅くなりさうなのであるが、實はさうでなく、豫行演習よりも樂なのである。それは何故であるかと申すと、陛下は私共の説明を御熱心にお聞き取り遊ばされて、説明の言葉の一句毎に、「成程」とか「はあ」とか或は「うん」など、一々仰せ下さるので、私共の言葉の續き具合がまことに宜しいのである、是は何人もさう申してゐる。さう云ふ譯で、つい樂々と申すので、實際の時には豫定より時間の延びる事が有り勝であつた。斯う云ふわけで、お聴き上手であらせられる爲めに、話が進むのである。此の一例は些細なことであるが、もつと重大な事件に就いても、恐らくかくの如くあらせられたことであらうと思はれる。故に大臣等すべて奉仕のものが、此の君の爲には、如何なることでもと云ふ感じを懷いて居つたことであらうと察せられるのである。

扱て征韓論の激しくなつた時に當り、三條太政大臣は、憂慮の餘り、遽に病を獲て引籠んでしまつた。是より先き、岩倉右大臣は、その議の容れられざるにより、大久保等と共に、辭表を三條太政大臣に呈して居た、今、三條は病に臥し、岩倉も出ないといふのでは、御困りになるは唯天皇ばかりであらせられる。そこで天皇は、十月二十日、畏くも三條邸に親臨し、病を問うて之を慰撫したまひ、御歸途、右大臣岩倉具視を其邸に問はせられ、實美に代つて事を視るやうにと諭したま

ひ、勅語を賜はつた。

國家多事ノ折柄、太政大臣不慮ノ病患ニ罹リ、朕深く憂苦ス。汝具視、太政大臣ニ代リ、朕カ天職ヲ輔ケ、國家ノ義務ヲ舉ケ、衆庶安堵候様、黽勉努力セヨ。

岩倉は命を畏み、二十一日起つて大事に任ずることとなり、二十三日参朝して、西郷等の論旨と自己の意見とを併せ奏上して、宸斷を仰ぎ奉つた。天皇は、翌二十四日宸裁あらせられて、岩倉の奏上を嘉納あらせられ、勅語を賜うて、「國政ヲ整へ民力ヲ養ヒ、勉メテ成功ヲ永遠ニ期スヘシ、今汝具視ノ奏狀之ヲ嘉納ス」と仰せられた。そこで西郷等は、職を辭して、征韓論の一件はこゝに一段落を告げたのであるが、この時、天皇寶算正に二十二歳であらせられた、その御心配如何ばかりであらせられしか、實に恐懼の至である。この後、三條は、尙久しく病を以て引こもつて居た。十二月十九日、天皇は三條の別墅に臨御、疾を力め職に就くやうにと親諭あらせられ、勅語を賜はつた。

汝實美久ク疾ニ罹ル、朕甚タ之ヲ憂フ。方今國家多事ノ際、股肱ノ任缺ク可カラス。汝實美、病少ク痊ハ、其レ能ク疾ヲ扶テ、職ヲ奉シ、朕ヲ輔翼セヨ。

二十三日三條は参朝し、陳情上奏して、其職を罷められんことを請うた。二十五日、三條に勅諭して其請を聽さず、再び勅語を賜つた。

汝實美再三辭表之趣、全ク職掌ニ對シ、至誠ノ衷情ニ出ツ。朕之ヲ容納セリ。然ト雖モ、方今國家多事ノ際、朕力^{ウレ}股肱一日モ不可缺、更ニ汝ニ親任ス、汝實美其レ之ヲ勉ヨ。

二回までも續いて、勅語を賜はつた。どうしても辭職を御許しにならない。國家多事の際、朕を助けるものが、一日も闕けてはならないから、十分養生して出るやうにと仰せ出されたのである。斯くの如く、大臣の邸に臨御になつて、辭職は許さぬ、十分養生して元の通りに努めよと仰せになるとは、實に恐れ多いことである。

又木戸孝允が明治十年天皇に陪從して、京都に參つて居た。其の五月旅館で疾にかゝり、危篤になつた時にも、天皇は其の旅館へ臨幸遊ばされて、病氣を御見舞になつて居る。なほ明治十六年、岩倉具視が危篤になつた時に、天皇は馬場で御馬のお稽古の際であつた。侍從から岩倉が危篤でありますと申上げた所が、天皇は單騎御馬を馳せて、岩倉邸に臨御になつた。そして侍從が驚いて後から飛んで行つたと云ふことを承つて居る。更に明治二十四年、三條實美が危篤と云ふ時にも、天皇は親しく三條邸へ臨御あらせられ、病氣を御尋ねになつた。斯う云ふやうに、厚く功臣を待遇せられて、病氣見舞にまで、其の邸へ臨ませられると云ふことは、日本歴史を通じて見ても、其の例が甚だ乏しいのである。唯一つ私は天智天皇が藤原鎌足の病氣の時に、其の邸に臨ませられたと云ふことを思ひ出すのみである。それ以外には其の例が無いと思ふ。

又明治十二年、侍講の職にあつた副島種臣が、病を得て職を辭したいと請ひ奉つた。然るに明治天皇は、次の様な勅語を賜はつて、之を止めさせられた。

卿ハ復古ノ功臣ナルヲ以テ、朕今ニ至テ猶其功ヲ忘レス。故ニ卿ヲ侍講ノ職ニ登庸シ、以テ朕ノ徳義ヲ磨クコトアラントス。然ルニ卿カ道ヲ講スル、日猶淺クシテ、朕未タ其教ヲ學フコト能ハス。比日來卿病蓐ニ在テ、久ク進講ヲ欠ク。仄ニ聞ク、卿侍講ノ職ヲ辭シ、去テ山林ニ

入ントス。朕之ヲ聞テ愕然ニ堪ヘス。卿何ヲ以テ此ニ至ルヤ。朕道ヲ聞キ學ヲ勉ム、豈一二年ニ止マランヤ。將ニ畢生ノ力ヲ竭サントス。卿亦宜ク朕ヲ誨ヘテ倦ムヲ勿ルヘシ。職ヲ辭シ山ニ入ルカ如キハ、朕肯テ許サ、ル所ナリ。更ニ望ム、時々講説、朕ヲ贊ケテ、晩成ヲ遂ケシメヨ。

寔に御言葉の優渥なること、聖慮の深いことを仰いでは、如何なる者も、此の君の爲には、全力を盡して奉仕しなければならぬと云ふ心を起したことであらうと思ふ。明治天皇は斯の如く功臣を優遇せられ、政治家をよく統御して、十分に其の手腕を執つて行かれた。これによつて、總べての者が、蹇々匪躬の節を盡さなければならぬと思はぬ者は無い。是は實に明治天皇の御徳の宏大であらせられた所以であると思ふ。

此の宏大なる聖徳は、固より御天性の然らしむる所であるが、然も更に切磋琢磨の功に依つて、之に光りを添へさせられたのである。すべてに於て、御身を以て範を垂れさせられ、御親ら國民の御手本を御示しになつた。私は見聞が狭く、能くは存じ奉らぬのであるが、唯傳へ承つて居る一二の例を申すと、先づ第一には、御職務を重ぜさせ給ひ、之に御盡瘁あられ。御勉強遊ばされたことである。常に御繁忙に互らせ給ひ、日々御裁可を仰ぐ書類の如きも、非常な多數に上つた。然も繁劇なる御事務に澁滞を來しては宜しくないとして、如何なる嚴寒酷暑にも、曾て御轉地の御靜養をなされた事がない。それは今日とは違つて、交通が不便であり、汽車も遅い時であるから、大臣なり其の他事務官が扈從してゆくにも、容易な事ではなく、また電信電話も發達しない時の事であるから、御出ましになると、政務に澁滞を來す處があつたであらうと思ふ。

ある時、英吉利大使マクドナルドと御話になつたことがあつた。マクドナルドは日本語が能く出來たさうで、直接御話をされたといふ。陛下はマクドナルド大使に、日光に行つたさうだが、面白かつたか、涼しかつたかと仰せられた。マクドナルドは、如何にも涼しくて、夏知らずといふ處であります。陛下も一度行幸あらせられては如何でございますかと申上げた所が、陛下は行きたいには行きたいが、忙しいから行くことができないと仰せられたさうである。

年々に思ひやれども山水を汲みて遊ばん夏なかりけり (明治天皇御集)

と云ふ御製と、このお話とを思ひ合せると、如何にも御精勵であらせられたことが拜察せられる。

第二には御嚴格であらせられた事である。出御・入御の時間も正しくあらせられた。御學問所で政治を御聽きになるのも、御服装を正され、端然として御椅子に倚られて、萬機を御親裁あらせられた。大演習に行幸の際などは、長時間汽車の中に於かせられても、御姿勢を御くづしになるやうなことは無かつたと云ふ事を承つて居るが、それと思ひ合されることは、實際私が拜した事で、東京帝國大學の卒業式に、御臨幸の時の御様子である。大學の卒業式の御臨幸は、明治三十二年が初めてである。丁度私が卒業した時で、初めて其の光榮に浴したのであるが、それ以來崩御の年まで、殆ど毎年缺かせ給はず御臨幸あらせられた。其の式の間は、長時間御起立のまゝである、御椅子は設けてあつたが、御坐りにならず、御起立で端然として御微動もあらせられない。かくの如く陛下の御嚴肅なることは、實に恐れ入らざるを得ない。

第三には御質素であらせられたことである。廣島の大本營の跡を拜觀した者は、何人も其の御質素なことに驚歎を禁じ得ない。ペンキ塗のお粗末なる建物の四十二疊の一室で、何もかも御濟しになつたので、御寢の時は、其の御部屋の一部に寢臺を置いて、それを御寢所に充てられたと云ふことである。明治二十七年の九月十五日から翌年四月まで八箇月の間、この

御窮屈の中に御過しあらせられたのである。元侍従を勤めて居た人から承つたことに、平生御歌を作られて御書きになるのに、新しい紙は御使ひにならない。各省から上奏する書類が入つて来る封筒を、小刀で御開きになつて、それを御貯へになり、その廢物の袋の裏面を御利用になつて、それに御製を御認めになつたと云ふことである。それから御居間の御質素であつたと云ふ御話は、屢々承つて居たことであるが、私はそれを實際に拜見したことがある。京都御所の東山御文庫には、御歴代の宸翰が多数藏せられてある、大正十三年から五箇年程の間、その宸翰の整理のことがあつて、私も整理掛の一員を命ぜられて、毎月東京から通つて其の事を奉仕した。其の御庫の中に、明治天皇の御物を納めてある一棟があつて、崩御になつた時の御物を其の儘納めてある。或時その御居間の御調度品を、京都御所の一室に御平生の時のまゝ並べて、拜觀を許された事がある。實際それは前に承つて居つた通りであつて、成程と感じたことである。其の御居間にはライオンの皮が敷いてある。それが所々破れて赤犬の皮で繕つてある。それは長年の御使用で破れたので、侍従から新らしく御取り替へ致さうと申上げた所が、御許しが無い、繕へば良いと仰せられた。そこで皮職を呼んで見せたが、ライオンの皮で繕ふことはできないといふので、赤犬の皮で繕つたと云ふことである。御机の上には鹿兒島産の大きな竹で造られた硯箱がある。中は黒い漆塗になつてゐる。その中にある墨の如きも磨り減らされて、お手に墨がつきさうになつて居る。お筆も先のすり切れた物もかまはず御使ひ遊ばされ、お机は緋のラシヤが敷いてあるが、お煙草の火で焦げた痕がついてゐる。それから殊に私の印象の深いのは、各省から色々な上奏書類を上げる、其の書類を入れる爲めに、大奥から御シャツなどを入れた白いボール箱の空箱を持つて來られて、御使ひになつて居る。其のボール箱が其の儘保存せられてある。かくの如く、如何にもすべてが御質素であらせられたのであつて、實に思ひ半ばに過ぎるのである。

右の如く御職務を重んぜられたこと、御嚴肅にあらせられたこと、御質素にましくしたること、是等は悉く私の狭い見聞の範圍で承知致して居ることであつて、明治天皇の聖徳の極く極く一端に過ぎないのであるが、是だけを拜しても、天性非凡にましくした上に、御身を以て範を垂れさせられて、御修練の功を積ませられたことが拜せられる次第である。斯の如き大器量を有し給ふところの明治天皇を中心として、其の御指導の下に、誠心誠意を以て仕へた所の政治家並に近臣の輔翼に依つて、國民が十分に其の力を發揮することを得、そこに燦然たる明治文化の光を放つことを得たのである。

後 跋

義ハ則チ君臣ニシテ、情ハ猶父子ノ如ク、以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ

とは、大正天皇が御即位式に下し給ひし勅語の一節である。皇室が國民を愛撫したまふことは、恰も父母の如く、國民が皇室を敬慕し奉ることも、また赤子の如く、この情愛は昔も今も變りなく、二千六百年を通じて一貫せる國體の特長であり精華である。君臣父子の大義は、古往今來我が國史を貫く一條の大綱で、この國體の麗はしさは、世を重ね時を経て、いよいよ琢磨せられ光を加へた。而して列聖の御徳性を鍛鍊あらせらるゝことの深く、御修養を積ませたまふことの厚きによつて、國體觀念の發達に資すること大なるものあつたことは、上に謹述する所によつて知られるであらう。これ等の御事蹟は、いづれも皆明治天皇の教育勅語に、

徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ

と仰せられた。その御一句の註釋とも見奉るべきものであつて、而も新資料の發見せらるゝに隨つて、愈益、この御言葉の如何にも適切なることを感ずる次第である。

本書は既に緒言にも述べたる如く、御歴代の宸翰または御著作等を主なる資料として、聖徳のただ一端を謹述したに止まるものである。本文記事の中奈良時代以前の列聖の御事蹟を載せないのは、右の如き資料が傳はらない爲めであり、平安時代以後にあつても、亦同じ理由によつて、記事を關いた方が多くある。従つて列聖の聖徳に關する御事蹟が、此に盡されたものでないことは勿論であつて、この外、御歴代の詔勅を始め、各種の史籍の中には、大小の事につけて、聖徳の欽仰すべきものは、枚擧に遑ないのである。尙列聖の御製の中にも、聖徳を親ひ奉るべきものが甚だ多くある。本書には其の若干首を謹載したけれども、固より滄海の涓滴たるに過ぎない。それについては、別冊佐々木信綱博士の列聖珠藻を参照せられんことを望む。

昭和十五年七月

文學博士 辻 善之助 謹識

題 簽 紀元二千六百年奉祝會長 公爵近衛文麿

畏クモ

天皇 皇后兩陛下ノ 行幸 行啓ヲ仰ギ奉リ宮城外苑ニ於テ舉行セラレタル
紀元二千六百年奉祝會ヲ記念シテ參列者各位ニ贈呈シソノ座右ニ備ヘ且永ク
後昆ニ傳ヘラレムコトヲ期シ茲ニ本書ヲ刊行セルモノナリ

紀元二千六百年奉祝會幹事長 歌田千勝 識

紀元二千六百年昭和十五年十一月一日印刷
紀元二千六百年昭和十五年十一月十一日發行

非賣品



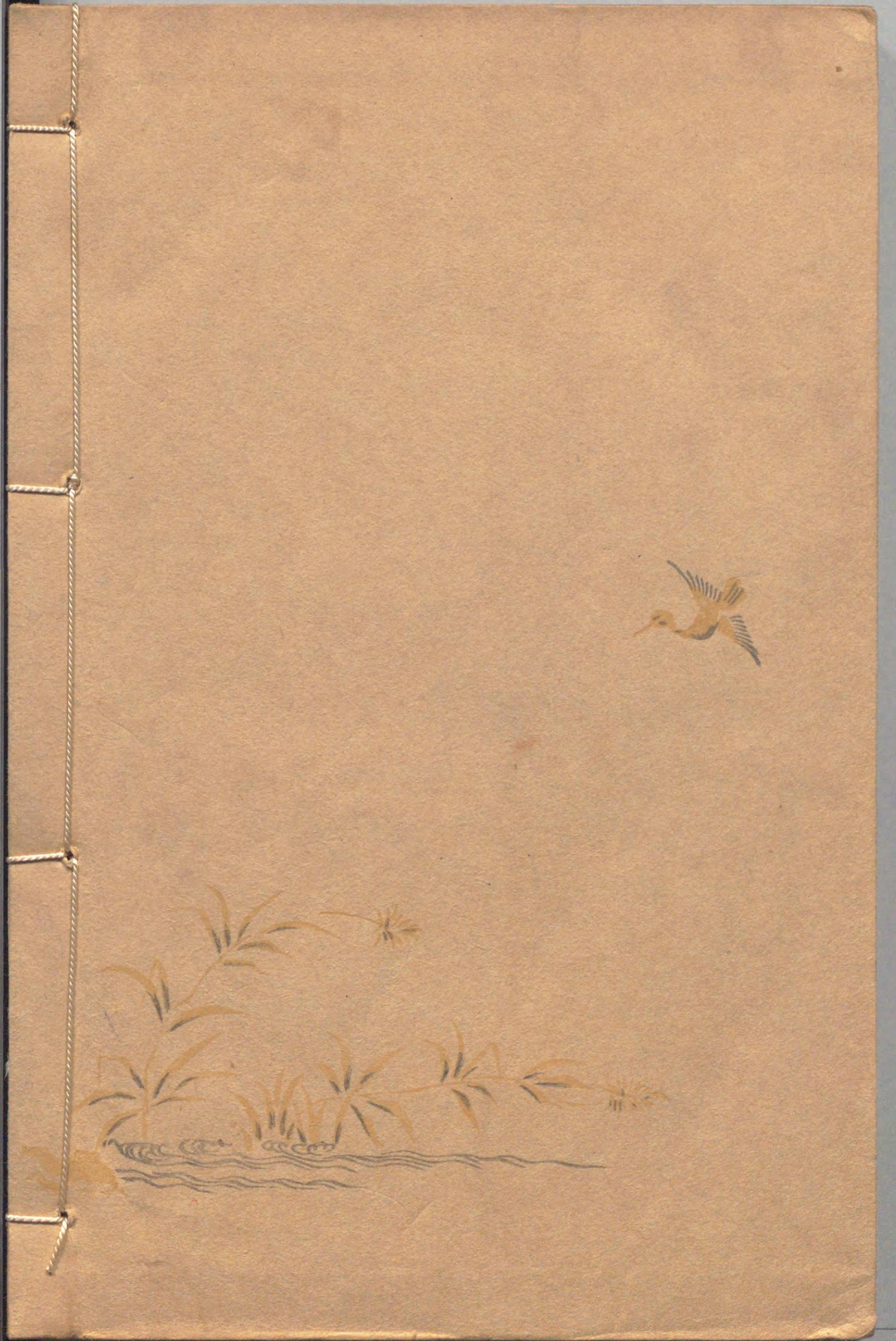
著者 辻善之助
發行者 紀元二千六百年奉祝會
印刷者 內閣印刷局



國立中央圖書館
臺北市

中華民國三十三年一月一日

第...號



聖列
德聖
餘珠
光藻

288.41
Tu866s



00533977

集約濟 2冊

